

訪問看護

【訪問看護とは？】

病気や障害があっても住み慣れた家庭や地域社会で安心して療養生活を送れるよう、看護師が自宅に訪問し、日常生活の看護や機能回復訓練のサービスを提供する事業をいいます。

【対象となる方は？】

以下に該当する方で医師が訪問看護を必要と認めた方なら、どなたでもご利用になれます。

- ・ 介護認定を受け、要支援1・2、要介護1～5と判定された方
- ・ 赤ちゃんからお年寄りまで年齢に関わらず、病気やけがによりご家庭で継続して療養を受けている状態の方

【訪問看護の内容は？】

医師の指示を受けてご本人・ご家族と相談のうえ、次のことを行います。

- ・ 症状の観察や症状を和らげるためのアドバイス
- ・ 体調観察（血圧測定など）
- ・ リハビリテーション
- ・ 床ずれや傷の処置
- ・ 保清（入浴・清拭・洗髪など）
- ・ カテーテル（点滴の管や尿の管など）の交換や管理
- ・ 看護・介護相談
- ・ 医師の指示による医療処置

…など

【料金は？】

介護保険はサービスの1割負担です。医療保険は健康保険や公費制度の種類によって異なりますのでご相談下さい。

【申込み方法は？】

- ・ 介護認定を受けている方は担当ケアマネジャー（介護支援専門員）へ利用の希望をお伝え下さい。
→主治医の指示をもらい、訪問看護の利用について依頼します。
- ・ 介護認定を受けていない方・介護保険の対象外の方は地域連携福祉センターか直接『訪問看護ステーション』へご相談下さい。
→利用について主治医と相談します。

【その他】

介護保険制度については「ひとくち講座②」をご参照下さい。

※訪問回数・訪問時間は、状況に応じて決定します。

